

相模原市農業委員会第5回会議議事録

開 会 日 時 令和元年7月31日 午後1時32分

閉 会 日 時 令和元年7月31日 午後3時11分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美	9	市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 18名

欠席委員 1名(9番市川忠孝委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席4番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第4回農政運営委員会報告
3	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第22号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第24号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第25号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第26号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第27号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
10	報告第28号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第29号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第30号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
13	報告第31号	農地造成工事の施工承認について
14	報告第32号	非農地証明書の発行について
15	報告第33号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第34号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第5回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、9番市川忠孝委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番古木清委員、6番阿部健委員をご指名いたします。

日程 1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程 1「会務報告」をいたします。

鈴木次長より報告いたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、お手元の会務報告をご覧ください。令和元年 7 月 1 日から令和元年 7 月 30 日までの主な会務について報告をさせていただきます。

初めに、1 の会議、県関係でございます。

7 月 3 日、シルクセンター地下 1 階大会議室におきまして、神奈川県農業委員会職員事務研究会第 69 回定期総会が開催され、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、平成 30 年度事業報告並びに収入支出決算の承認に関する件ほかでございます。

次に、7 月 17 日、J A グループ神奈川ビル 2 階講堂におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催され、八木会長、榎田委員が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告 7 件、そのほかでございます。

7 月 17 日、J A グループ神奈川ビル 2 階講堂におきまして、令和元年度第 1 回農業委員会会長事務局長会議が開催され、八木会長、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、人・農地プランの実質化についてほかでございます。

次に、7 月 24 日、主婦会館プラザエフ 4 階シャトレにおきまして、全国農業委員会職員協議会平成 30 年度第 3 回理事会が開催され、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、第 69 回定期総会提出議案についてほかでございます。

次に、7 月 24 日、主婦会館プラザエフ 4 階シャトレにおきまして、全国農業委員会職員協議会第 69 回定期総会が開催され、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、平成 30 年度事業報告並びに収支決算の承認に関する件ほかでございます。

次に、7 月 30 日、産業貿易センター地下 1 階 B 102 会議室におきまして、神奈川県農業委員会職員事務研究会課題別強化研修会が開催され、阿部副会長、相澤事務局長ほか出席しております。内容につきましては、講演「ファシリテーションが現場を変える 人・農地プランを見据えて」ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

7 月 1 日、会議室棟 1 階第 5 会議室におきまして、相模原市農業まつり実行委員会検討部会が行われ、私、次長が出席しております。内容につきましては、第 54 回相模原市農業まつり事業報告についてほかでございます。

続いて、7 月 1 日、市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室におきまして、農業委員会第 4 回総会を開催し、農業委員 19 名が出席されております。内容につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請についてほかでございます。

2 ページに移らせていただきます。

7月8日、相模原市教育会館3階大会議室におきまして、第2回相模原市総合計画審議会が開催され、八木会長が出席されております。内容につきましては、総合計画審議会会長及び副会長の選任についてでございます。

次に、7月16日、ウェルネスさがみはら7階視聴覚室におきまして、第3回相模原市総合計画審議会が開催され、八木会長が出席されております。内容につきましては、基本計画についてでございます。

次に、7月18日、市民会館3階第1中会議室におきまして、第4回農政運営委員会を開催し、農政運営委員11名が出席されております。内容につきましては、令和2年度の本市農地等の利用の最適化の推進に関する意見案についてほかでございます。

次に、7月19日、市民会館3階第1中会議室におきまして、相模原市農業まつり実行委員会総会が開催され、八木会長、私、次長が出席しております。内容につきましては、第54回相模原市農業まつり事業報告についてほかでございます。

次に、7月22日、市役所本館5階会長室におきまして役員会が開催され、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

次に、7月23日、会議室棟2階第9会議室におきまして、関係課長会議が行われ、私、次長が出席しております。内容につきましては、農業振興地域整備計画の改定についてほかでございます。

同日、7月23日、市民会館4階第3中会議室におきまして、第89回相模原市開発審査会が開催され、私、次長が出席しております。内容につきましては、包括承認(報告事項)についてほかでございます。

次に、7月24日、津久井総合事務所本館3階第1会議室におきまして、相模原市農業委員会と関係機関との情報交換(津久井管内)が行われ、農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名が出席されております。内容につきましては、遊休農地の発生防止、解消についてほかでございます。

7月26日、市民会館2階第2大会議室におきまして、相模原市農業委員会と関係機関との情報交換(本庁管内)が行われ、農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名が出席されております。内容につきましては、遊休農地の発生防止、解消についてほかでございます。

3ページに移ります。

7月26日、市民会館2階第2中会議室におきまして、相模原市都市計画審議会小委員会が行われ、八木会長が出席されております。内容につきましては、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定についてほかでございます。

次に、7月29日、神奈川つくい農業協同組合本店3階中会議室におきまして、相模原市有害鳥獣対策協議会が開催され、藤村委員、天野委員が出席されております。内容につきましては、相模原市有害鳥獣対策協議会規約の改正についてほかでございます。

続いて、その他でございます。

初めに、県関係でございます。

7月12日、小田原合同庁舎3階E F会議室におきまして、農地の転用等の許可の審査基準の一部改正に係る説明会が開催され、中山副主幹ほか出席しております。内容につきましては、建築条件付き売買予定地に係る農地転用における取扱方針ほかござ

います。

次に、市関係でございます。

7月8日、市役所会議室棟2階第11会議室におきまして、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告が行われ、農地利用最適化推進委員9名、農業委員5名が出席されております。内容につきましては、6月の活動報告についてほかでございます。

次に、7月9日、津久井総合事務所本庁3階第1会議室におきまして、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告が行われ、農地利用最適化推進委員11名、農業委員9名が出席されております。内容につきましては、6月の活動報告についてほかでございます。

次に、7月11日、JA神奈川つくい管内小学校におきまして、学校農園巡回学習会が行われ、八木会長が出席されております。内容につきましては、学校農園の巡回でございます。

次に、7月11日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、退任農業委員会委員感謝状贈呈式が行われまして、八木会長、阿部副会長、相澤事務局長、私、次長が出席しております。内容につきましては、感謝状の贈呈でございます。

以上、会務報告をさせていただきます。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

相模原市有害鳥獣対策協議会について、幾つか決まったこととか、いろいろありますので、細かいことは全員協議会で報告させていただきたいと思います。

議長（八木会長）

ほかにはございませんか。

ないようですので、以上で会務報告を終わります。

日程2 第4回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第4回農政運営委員会報告」をいたします。

菱山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（菱山委員）

7月18日に開催しました第4回農政運営委員会の結果について、報告させていただきます。

4の議題ですが、（1）令和2年度の本市農地等の利用の最適化の推進に関する意見（案）について、文案の内容を一つ一つ確認し、検討を行いました。鳥獣被害や地産地消に関する内容において、一部、表現を修正することにしました。関係機関との情報交換会については原案のとおりであります。

（2）新規就農者との意見交換について（案）事務局から説明があり、新規就農者の推薦理由について質問がありましたが、原案のとおり、3名の新規就農者と意見交換をすることになりました。日程等については、新規就農者と調整し、決定することといたしました。

（3）令和元年度農業委員会委員視察について（案）事務局から説明があり、実施日程について、10月28日を第1候補、11月11日月曜日を第2候補として、視察先と調整することにしました。

（4）相模原市農協、神奈川つくい農協との意見交換について（案）事務局から説明があり、開催日については、両農協と調整の上、決定することといたしました。

（5）その他、特にありませんでした。

以上でございます。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第4回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第21号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-6から3-7及び3-1004から3-1005は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-6は、譲受人が農業経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページから2ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、大島の畑、1筆、284㎡及び中央区田名の畑、1筆、2,335㎡で、合わせまして、2筆、2,619㎡です。今後の作付計画は、ネギ、カボチャなどの露地野菜を栽培する予定としています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地11筆、18,532㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-7は、譲受人が農業経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。申請地は大島の畑、2筆、1,581㎡です。今後の作付計画は、ワイン用のブドウの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、経営農地5筆、3,936㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積の2,000㎡以上を満たしております。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁案件は以上でございます。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

收受番号3-1004は、中央区宮下本町に住む譲受人が、緑区日連に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページをご覧ください。斜

線部分が本案件の申請地です。申請地は日連の田、3筆及び畑、1筆の合計950.3㎡です。今後の作付は、ニンニク、山ワサビなどの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、2,481.2㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が320日、譲受人の母及び義理の妹が350日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1005は、東京都町田市に住む譲受人が、同じく町田市に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は川尻の田、1筆、1,072㎡です。今後の作付は、ナス、ピーマンなどを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、町田市から借り入れの経営農地4筆、2,439㎡全て耕作されていることを町田市農業委員会の耕作証明により確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号3-6及び3-7については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

3-6の農地については、適切に野菜等をつくられておりますので、特に問題なく、譲受人が耕作できるんじゃないかと思えます。

3-7ですが、よく耕作されて、譲受人も専任の農業法人ということで、特に問題ないと思えます。

以上です。

議長（八木会長）

收受番号3-6、畑、田名地区については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

7月29日に現場を確認してきました。きれいに耕作されている畑で、これから譲受人が耕作するに当たって、全然問題ないような畑になっておりますので、大丈夫だと思います。

議長（八木会長）

收受番号3-1004については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

7月29日、現地へ確認にまいりました。事務局の申請内容の説明等と一致しておりますので、3条関係については問題ないと判断いたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 1005については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

8番（中里委員）

7月29日に現地を調査しております。まず、譲受人の耕作状況については、問題はないと思います。また、現地の状況につきましては、鳥獣被害の防止柵がされておりまして、現在、野菜の作付等がされています。また、管理された土地ということで問題はないかと思えます。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第21号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程3議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第22号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-5から4-7及び4-1002は、相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページをご覧ください。

收受番号4-5は、申請人が所有する麻溝台の農地、1筆、965㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック積み1段から3段で土留めをし、越境防止策として、単管パイプ横2段を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原友愛温泉病院の南約350mです。

続きまして、收受番号4-6は、申請人が所有する下溝の農地、3筆、1,064㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、観光バス会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側にブロック積み2段を設置し、それ以外は既設地先ブロックを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝古山公園の北約160mです。

続きまして、收受番号4-7は、申請人が所有する田名の農地、1筆、1,633㎡を資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として車両出入口側を除き、鋼板、単管パイプを設置し、雨水については砕石式による敷地内浸透とする計画です。申請地は田名望地公園の東約260mです。

以上で本庁案件を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件をご説明いたします。6ページをご覧ください。

收受番号4-1002について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地とな

ります。本案件は、申請人が所有する中沢の農地、1筆、223㎡を資材置き場として転用するための申請です。申請理由としましては、森林組合からの要望により、資材置き場として転用するものでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、新設の土留め矢板及び既設のブロック2段積みで土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は中沢中学校の北西約530mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-5及び4-6については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

7月24日に現地を見てまいりましたが、4-5も4-6も周りはほとんど駐車場、資材置き場ということで、道路沿いできれいになっているんですが、排気ガスで、農地ですけど、野菜等をつくる環境ではないですね。私、毎日通っているんですけど、やむを得ないのかなという状況です。細かいことにつきましては、事務局の説明どおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

引き続きまして、收受番号4-7については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

見た目には、とても良好な畑に見えます。ただ、向かって左側に、道路を挟んで資材置き場があります。このまま畑を継続ということもいいとは思いますが、申請が出ている以上、隣も資材置き場として使っている状況でもありますし、いたし方ないと思うので、審議のほど、よろしく願います。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-1002については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

8番（中里委員）

7月29日に現地の確認をしております。まず、図面にあるように、入り口が狭いということで、どうなのかと確認したところ、ちょっとわかりづらいんですけども、隅切りは切っておりますし、先ほど事務局から説明がありました現状のブロック2段積みも確認しております。申請と相違ないので問題はないかと思います。協議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程4議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続きまして、日程5議案第23号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-4及び5-1015から5-1023は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページをご覧ください。

收受番号5-4は、貸し人が所有する麻溝台の農地、5筆、1,445㎡を、借り人が賃借権の設定により借り受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、借り人である北里大学病院が東病棟の移転及び新校舎の建築に伴い、職員駐車場が不足するため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック3段積みで土留めをし、ネットフェンスを設置する計画です。雨水については、雨水浸透側溝による敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の西約280mです。

本庁案件は以上です。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の9件について、ご説明いたします。9ページから13ページをご覧ください。

初めに、收受番号5-1015について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、貸出人が所有する緑区域山2丁目の農地、1筆、515㎡のうち、111.6㎡に使用貸借権を設定して、仮設工事用地に一時転用するものです。申請理由は、現在稼働中の携帯電話無線基地局に鉄塔を増設することに伴い、仮設工事用地を確保するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設コンクリート擁壁並びにキャストゲート及びガードフェンスで囲い、地面の大半を鉄板で養生する計画です。雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は中沢中学校に隣接しております。

続きまして、收受番号5-1016は、貸出人が所有する緑区若柳の農地、1筆、586㎡のうち、574.45㎡に使用貸借権を設定し、農地造成として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は12ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、農地をかさ上げし、畑として使用するためです。隣接地への被害防除

につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をのり面整形し、のり型に土砂防止堤を設置し、雨水は敷地内浸透とする計画です。なお、造成後はジャガイモ、ハウレンソウを作付する予定となっております。申請地は内郷中学校の東約60mです。

続きまして、收受番号5-1017は、貸出人が所有する緑区川尻の農地、1筆、892㎡のうち704㎡に賃借権を設定して、資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は13ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、事業拡大に伴い、新たに資材置き場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板等を新設し、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は城山保健福祉センターの北西約1,340mです。

続きまして、收受番号5-1018について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地で、申請地南側は、平成30年7月に資材置き場として転用許可済みの土地となっております。本案件は、貸出人が所有する緑区川尻の農地、4筆、519.26㎡に賃借権を設定して、資材置き場に転用するものです。申請理由は、既存の資材置き場出入り口の拡幅及び敷地拡張のためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板を新設し、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は城山耳鼻咽喉科の南東260mです。

続きまして、收受番号5-1019について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は同じく14ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、貸出人が所有する緑区川尻の農地、2筆、735㎡に賃借権を設定して、駐車場に転用するものです。申請理由は、隣接する資材置き場への運搬車両及び従業員の駐車場確保のためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として土留め鋼板を新設し、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は城山耳鼻咽喉科の南東310mです。

続きまして、收受番号5-1020について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は15ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、貸出人が所有する緑区鳥屋の農地、2筆、1,518㎡のうち265.74㎡に賃借権を設定して、仮設工事用地として一時転用するものです。申請理由は、リニア中央新幹線整備に伴う送電用鉄塔の建設に伴い、掘削による地質調査を行うためでございます。なお、当該地は、平成31年2月に地質調査のための一時転用の許可を行っており、令和元年5月30日付で完了報告が提出されておりますが、再度、調査をする必要が生じたため、改めて申請があったものでございます。農地区分は農用地及び第2種農地でございます。申請地は、ボーリング調査を行うための資材等を運搬するための通路として使用する予定で、ボーリング調査実施箇所は、申請地の北東約250mにある山林となります。資材等の運搬は、車両が農地に侵入しない人力による運搬経路となっており、また、農地に手を加えたくないとの地権者意向から、被害防除を行わない計画ですが、周辺農地への影響はないものと判断しております。

転用期間は許可日から令和元年10月31日までの予定です。申請地は鳥屋出張所の北東約1,100mです。

続きまして、收受番号5-1021について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は16ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、譲渡人が所有する緑区長竹の農地、5筆、2,840㎡を所有権移転して、車両置き場として転用するものです。申請理由は、新たに貸し車両置き場を確保するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。なお、案内図に戻りますが、申請地の右上の市道との接道部につきましては、譲受人が所有する雑種地の地目で、その下は、申請地に隣接する工場の許可済み地となっております。隣地への被害防除でございますが、土地区画の明確化と、土留め策として、既設及び新設のコンクリート擁壁及び新設ブロック2段積みで土留めし、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地はワゲン療育診療所の北西約170mです。

続きまして、收受番号5-1022について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は17ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、271㎡を所有権移転して、駐車場として転用するものです。申請理由は、古民家レストラン開店に伴い、来客用駐車場を確保するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣地への被害防除は、土地区画の明確化と、土留め策として、新設コンクリート擁壁及びブロック1段積みを設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良診療所の南東約870mです。

最後に、收受番号5-1023について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は18ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、貸出人が所有する緑区吉野の農地、1筆、480㎡のうち222.86㎡に使用貸借権を設定して、自己住宅として転用するものです。申請理由ですが、借受人は申請地隣の父所有宅に同居しており、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリート擁壁及び土留め矢板を新設し、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は津久井消防署藤野分署の南東約80mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5-4については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

同じく7月24日に現地を見てまいりましたけれども、雑草が大分生えていまして、今の時期ですから、1週間、10日すれば、このような状況になってしまうと思うんですが、前は耕作されていたんだと思います。周囲は北里大学の駐車場がほとんどで、一部、資材置き場があります。ここの場所は、続いてちょっと農地があるんですが、駐車場で、かえってよかったのかなと。隣に資材置き場がありますので、ここに万能鋼板でも立てられてしまうと残った農地が大変なことになってしましますが、北里大学の駐車

場はそういうことはなく、すぐ上側のところがそうなんですけれども、ほかの農地に影響するような状況にはならないと思いますので、特に問題ないんじゃないかなと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

收受番号5 - 1015については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

8番（中里委員）

7月29日に現地調査を行っております。電波塔の新設ということで、11の地図にありますように、手前のほうは既にでき上がって、奥のほうに基礎工事をするという説明を事務局から受けております。現地調査で、近隣の土地には影響はなく、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

收受番号5 - 1016については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

7月29日に現地調査に行ってきました。嵩上げということで、以前、この近くで同じ会社が嵩上げの工事をしまして、しっかりと工事されていて、以後、何カ所か工事が完了しているところもあります。今回も同じ会社が農地造成するというので問題はないと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1017及び5 - 1018及び5 - 1019については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

8番（中里委員）

5 - 1017ですが、同じく7月29日に現地調査をさせていただきました。まず、土地の区画について、畑の真ん中にありますので、境界ぐいを確認しましたところ、細かく入っております。事務局から、雨水の処理とか、近隣に迷惑はかからないという説明がありましたので、計画どおりに進めば問題はないと思いますので、ご審議、よろしく願いしたいと思います。

5 - 1018と5 - 1019は、貸出人は異なるんですけれども、借り主が同じ法人ということで、津久井広域道路の大きな信号の角が現地であります。業者が資材置き場として大きくなっているんですけれども、入り口が狭いということで、それを拡幅したいという申請と聞いております。5 - 1019は従業員の車とか資材も含め置き場を考えているということで、境界ぐい等もきちんと確認しておりますので、問題はないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1020については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

7月26日に現地を見てまいりました。手前が畑で、向こうが山で、平らに見えますが、かなり斜面になっております。目印になるものが全くなくて、現地を確認するのに、かなり行ったり来たりしました。結局、鳥屋出張所で、地主のお墓があるということで、

それを探しながら行きましたら、ここだということで確認してまいりました。401が進入路です。397がリニア中央新幹線の一時転用の外れたコースというところです。山に近いところなので、周りには全く影響がないと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1021については、津久井地区担当委員の市川委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。市川委員より、7月29日に現地を確認したところ、多少、雑草が生えていましたが、特に問題はなかったとの報告を受けております。よろしくお願いいたします。

続きまして、収受番号5 - 1022については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

7月29日に現地確認をしてきました。古民家レストランの開店に伴い、車を4台駐車できるスペースを確保したいということらしいです。古民家レストランの中には庭がありますけれども、車は停めるところがありません。いたし方ないのかなと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1023については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

7月25日に現地確認に行つてまいりました。場所は、中央高速のインターチェンジの進入路の北側の高台に位置しています。行ったときに、土地所有者の父親がおりまして、話をよく聞いてきました。土地の区画の中で、今、物置が見えているんですが、建つところの敷地が明確になっておりまして、物置の屋根が今度の敷地のほうへかかっているということで、事務局から、この屋根がかからないようにという説明がありまして、これを除去するという。それと、前の石垣が中央高速道路の側道になるわけで、中央高速のほうから4m確保できないから、何センチか石垣をやり直す、バックするような話もしていました。いろいろな面から判断いたしまして、事務局の説明のとおり、問題なからうかと思しますので、皆さん方、審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

11番（齋藤委員）

5 - 1016について、教えていただきたいんですけど、先ほど江藤委員さんからご説明があつて、問題ないということですけど、12ページの案内図と、スクリーンに出ているんですけど、地目が田で一時転用の造成ですから、そのことについてはいいんですけど、傾斜がどの程度になっているのか、下なのか、上なのか、ちょっとわからないんですけど、民家が並んでいるんですが、5畝程度の大きさなので大した大きさではないんですけど、どのくらいの高さの嵩上げをするのか。要は、傾斜がどうなっていて、造成した後、雨とかのとき、崩れるという言い方が一番わかりやすいんですけど、そういう点が非常に多いので、どういう傾斜になつていて、民家があるのは全然関係なく、上になっているのか、その辺を教えていただきたいなということで質問いたしました。

事務局（松島所長）

まず、傾斜についてですけれども、12ページの案内図の斜線部分自体は、大きく傾斜はなくて、左側の水路にやや傾きがあるような状況ですが、むしろ、案内図でいうところの右下の部分については、ここからが山で、こちら側が斜面となっている状況です。真ん中の角度が変わる辺りから家のほうに向かって、ここからは全く斜面ではなくて、家の間に石積みの段がありまして、家と今回造成する農地では、家のほうが高い状況にはなっております。

もう一つ、高さというお話がございましたが、全体的な位置、最も高い位置としましては、3mほど土砂を盛っているところがございまして、2mから3m程度の高さということで、家との間で1m程度、もとの高さの違いがありますので、一番高い2mぐらいのところの最上部が来るのではないかと思います。こちらの案件につきましては、土砂の搬出入自体は、いわゆる道路を通って行わず、自分の敷地内で土を移動することになっております。外から土砂をダンプ等で搬出入するというのが土砂条例の適用になっておりまして、今回のように、自分の敷地内で土を移動するものについては、適用外ではあるんですけれども、ただ、そうは言いながらも、私どもとしては、しっかりと残土の管理をしております津久井地域環境課に、今回、事業者からの計画図面を提示いたしまして、津久井地域環境課の土砂条例の担当から、勾配についても、安全な勾配での計画になっているということで、安全性を確認しているところでございます。

以上です。

10番（小林委員）

收受番号5-1021、2,840㎡で、地図では周りは住宅が多いと思うんですけど、転用理由が貸し車両置き場ということで、駐車場という考えなんでしょうか。それともほかに何か、車両というのはどういうものなんでしょうか、説明いただけるとありがたいんですけど。

事務局（松島所長）

こちらに置く車両につきましては、16ページの案内図を見ていただきますと、斜線部分の道路を挟んだ右側に飛鳥特装と大きな字で書かれていますが、その下の箱のところに飛鳥特装（株）、飛鳥車体（株）とありますように、トラック関係の特殊車両を製造している工場があります。こちらで製造した公道を走る前の段階の車を製造品として置く、いわゆるモータープールのようなイメージをお持ちいただければと思うんですが、完成した車を、今回の転用地、トラック30台ほどになるかと思いますが、こちらに一時的に置くスペースとして車両置き場ということで、公道を走れる以前の問題なので、駐車場ということではなくて、完成品としての車両置き場という形での表現をさせていただいているところでございます。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 3 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 5 議案第 2 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第24号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、14ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-26から31-27は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページから16ページをご覧ください。案内図は19ページから20ページをご覧ください。

整理番号31-26及び31-27は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。契約期間は3年5カ月、件数は2件、5筆、面積は2,925㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第24号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第25号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、17ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-28から31-30は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページをご覧ください。案内図は21ページから22ページをご覧ください。

整理番号31-28から31-30は、耕作者への貸し出しのため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのものです。

件数は3件、3筆、面積は1,810㎡で、全て新規の申請です。

なお、整理番号31-28及び31-29については、相模原市農協が中間保有いたします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第25号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 26 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、19 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 31 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 7 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20 ページをご覧ください。案内図は 22 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 31 は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が、地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。

件数は 1 件、1 筆、面積 965 m²で、新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 26 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 26 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 報告第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程9報告第27号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、21ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。別紙の者につき、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の22ページをご覧ください。今回、証明書を発行したのは3件です。

整理番号1-13、1-14、1-15につきましては、南区麻溝台及び南区新磯野に所在の2筆、1,946㎡の相続に伴うもので、当該地の相続税の納税猶予の特例を受けるため、共有名義で所有する3名の相続人より適格者証明願の提出があったものです。申請された農地につきましては、現地調査を行いまして、普通畑として良好に管理されていることを確認いたしました。また、申請者3名につきましても、耕作に必要な農機具等を有していること、引き続き農業経営を行う意思がある旨を確認しまして、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

よって、整理番号1-13、1-14、1-15につきましては、6月12日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

説明の内容は合法的な状況だと思いますけれども、私の家の近くで、市街化調整区域になりますよね。

事務局（一之瀬総括副主幹）

調整区域、そうですね。

16番（藤村委員）

2反歩ということで、良好にやられるかどうかというのは、全くそのとおりという感じでもないのですが、多分、周りに住宅があるんだろうけれども、畑として結構使いやすい場所なので、何らかのあっせんというか、そういう作業に入ったほうが良いような感じもするんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

事務局（一之瀬総括副主幹）

今回はあくまでも相続税の納税猶予という形になりますので、ご本人が相続をするに当たりまして、農業経営を必ずやるという意思を確認させていただいております。また、相続税の納税猶予がかかりますと、原則として、3年に一度、税務署から調査依頼がご

ざいまして、引き続き農業経営を行っているかどうか、農業委員会で証明書を発行させていただいております。農業経営を行っていないければ、相続税の納税猶予がストップしてしまいまして、利子税を含めた相続税を払わなければいけないケースが出てきますので、相続税の納税猶予の適格者証明が出ているのは3人の女性の方ですが、今後、引き続きやっていくということで、意思確認もさせていただいております。また、こちらの方につきましては、生前、お父様がやられていたときも手伝いをされていたということですので、農業経営ができると判断して、証明書を発行させていただきました。

以上です。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

なければ、以上で日程9報告第27号を終わります。

いて

議長（八木会長）

続きまして、日程 10 報告第 28 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、23 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 28 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 10 条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 24 ページをご覧ください。

証明番号 2 - 1002 につきましては、緑区町屋に所在の生産緑地 668 m²の農業の主たる従事者が、平成 31 年 1 月に死亡したことに伴うものです。

当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。このことにつきまして、ご家族及び近隣の方々から事情を聞き、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事していたことが確認されましたので、地区農業委員さんのご意見を伺いまして、証明番号 2 - 1002 につきましては、7 月 9 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 10 報告第 28 号を終わります。

日程 1 1 報告第 2 9 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 報告第 2 9 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、25 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 2 9 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26 ページをご覧ください。

株式会社グリーンピア相模原から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、27 ページから 29 ページの内容となっております。

続きまして、30 ページをご覧ください。

株式会社藤野倶楽部から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、31 ページから 33 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 1 報告第 2 9 号を終わります。

利用状況の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 報告第 3 0 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、34 ページをお開きください。朗読いたします。

報告第 3 0 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 2 項第 7 号の規定により、別紙のとおり農用地の利用状況報告書が相模原市長あてに提出され、その写しが送付されたので報告する。令和元年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、35 ページから 36 ページをご覧ください。

東京グリーンシステムズ株式会社の平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの 1 年間に関する報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在等につきましては、37 ページをご覧ください。利用権の設定を受けた土地は、合計 5 筆、4,580 m²で、作付はカボチャ、ブロッコリー等の露地野菜となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

37 ページの面積が、平米だから 0.4 ヘクタール、4 反？

事務局（松島所長）

はい。

1 6 番（藤村委員）

もっと、借りていなかったですか。

事務局（松島所長）

今回ご報告のものは解除条件付きの利用権ということで、東京グリーンシステムズさんは、中間管理機構からの借り入れ農地が大部分となっております。トータルでは 5 7 筆、36,587 m²ということですが、今回記載の農地については、基盤法に基づく借り入れ農地ということで、5 筆の 4,580 m²という報告になっています。

1 6 番（藤村委員）

よくわからない。中間管理機構から借りたら、中間管理機構に対して、真面目にやっていますよという報告書が何かを出して、それで終わりということですか。そうではなくて、どこが違うの？

事務局（松島所長）

今回、相対という中で、借り入れ農地ということでご報告しているところですが、中

間管理機構の場合は、利用権ということになりますと、このような形でのご報告自体は、今回はない形になります。あくまで借り入れの利用形態が相対で、東京グリーンシステムズさんが解除条件付きで利用権の貸し出しを受けているということで、こういった形でのご報告をする決まりになっているということでございます。

16番（藤村委員）

このような報告自体は、企業が参入して、何をやるかわからないと。それで、きちんとやっていますよということを報告していただいているわけで、公社を経由したらわけがわからないというと、何となく片手落ちというか、よくわからない話なんです。

事務局（伊藤担当課長）

説明が不足していましたが、35ページの報告書をご覧くださいんですけど、市の受付印が1つ、農政課と右上にあります。農政課から農業委員会に7月3日に回送しています。なぜ農政課なのかといいますと、解除条件付き利用権設定というのは、農政課に農業経営の計画を提出して、それに適合しているというお墨つきをもらって借りたものがこの農地です。

16番（藤村委員）

だから、これはこれでいいわね。

事務局（伊藤担当課長）

その後、この法人に関しては農業技術とかも認められていますので、それに伴って、直接、公社介入の利用権設定に切りかわっていくんです。利用権設定に関しては、特段、何をつくったといった報告はございませんけれども、契約期間が定められていますから、次の更新のときには、また、利用権設定の申請を出す。そこでどんなものをつくるかというのは申請書には記載されてきますので、今回の報告と利用権設定とは借り方が異なっているというものです。まず、この場合は、農業技術とかを農業委員会側としては認められないから、農政課でも解除条件付き利用権設定で農業の参入をしたんです。その後、農業技術も認められてきているので、解除条件という農業経営計画とかが要らない普通の利用権設定で今は借り受けをしています。ただ、この場合も、当然、ここに載っている5筆については契約期間がありますから、契約期間に伴って、解除条件付きの報告書を出してきているんです。小倉の農地3筆に関しては、たしか今年度で解除条件での借り入れの契約は終わりますので、今後、引き続きこの農地を借りるのであれば、公社経由の利用権設定という流れになっています。

16番（藤村委員）

質問は、農業委員として、こういった企業さんが入ってきて、よくやっている、変なことはやっていないということを見れば、そういう報告書だから、見ましたということになるんだけど、今言われた公社経由のほうは、たしか公社の集積の話の中で承認するわけだけれども、その後はもう見なくていいと。見なくていいものだったら、今回も出ていない。見なくていいということであれば見ないんですけど、そういうことなんですが、公社が見ているからいいよと、そういう意味なのかな。

事務局（伊藤担当課長）

そういうわけではないです。農地としての確認は、推進委員さんなりが現地調査をしますし、利用権設定しているにもかかわらず、農地が荒れているということであれば、農業委員会に報告していただいて、農業委員会から、どうなっているのかということ

借受人に確認するのは義務だと思います。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

なければ、以上で日程 1 2 報告第 3 0 号を終わります。

日程 1 3 報告第 3 1 号 農地造成工事の施工承認について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 3 報告第 3 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、38 ページをご覧ください。朗読します。

報告第 3 1 号 農地造成工事の施工承認について。別紙農地の造成工事施工承認申請について、審査及び指導した結果、適切と認められるため、農地造成工事指導要綱第 5 条第 1 項の規定により承認し、専決処理したので報告する。令和元年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、39 ページをご覧ください。

承認番号 1 1 - 1 0 0 1 の工事概要でございますが、耕作に適した土壌改良を目的として、赤土に入れかえる農地造成工事でございます。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。隣接地への被害防除対策につきましては、東側、南側はのり面整形とし、西側、北側は所有農地と同じ高さにすりつける計画となっております。今後の作付につきましては、カボチャ、サツマイモを予定しております。なお、6 月 1 2 日に地区担当委員さんと現地立ち会いで審査した結果、農地造成工事として適切であると判断し、専決処理をいたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 3 報告第 3 1 号を終わります。

日程 1 4 報告第 3 2 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 3 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、40 ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 3 2 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、41 ページから 43 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内、合計 9 件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、建築物の敷地が 2 筆、道路及び進入路が 3 筆、資材置き場が 2 筆、車両置き場が 1 筆、墓地が 1 筆、山林が 1 筆、位置・面積・形状等から農地利用困難が 2 筆、合計 9 件、12 筆で、5,325.82 m²です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 3 2 号を終わります。

日程 1 5 報告第 3 3 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 5 報告第 3 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 4 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 3 3 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、4 5 ページから 4 7 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内の 1 1 件、4 7 筆と津久井事務所管内の 1 件、1 筆でございます。現況地目が農地につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 5 報告第 3 3 号を終わります。

日程 1 6 報告第 3 4 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 3 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 8 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 3 4 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、4 9 ページから 5 1 ページをご覧ください。第 4 条の届け出件数は、本庁分のみで、1 7 件、2 5 筆です。

続いて、5 2 ページから 5 8 ページをご覧ください。第 5 条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、2 8 件、6 6 筆です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 6 報告第 3 4 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 5 回総会を終了いたします。